

## 千葉地方裁判所委員会（第30回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

### 1 開催日時

平成23年10月12日（水）午後1時15分～同3時30分

### 2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 3 出席者

#### 【委員】

青柳洋治，木村琢麿，小池幸江，子安祥子，齋藤淑子，杉山雅明，田中宏行，  
福島弘，藤本徳明，藤山雅行，山崎学，渡邊寛之（50音順，敬称略）

#### 【ゲストスピーカー】

千葉県防災危機管理課災害対策室 瀧口弘 室長

#### 【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局  
総務課長，同事務局総務課課長補佐

### 4 議事

#### (1) 開会あいさつ等

委員長から，委員会開催に当たってのあいさつと，次のとおり意見交換テーマについての趣旨説明がなされた。

#### （委員長）

「本日の意見交換は，事前に御案内いたしましたとおり，『震災発生後における組織の行動，機能，役割等について』をテーマとして行いますが，このテ

マを選んだ理由は三つあります。

まず、一点目として、このテーマは、3月11日に東日本大震災という大災害が起こった今年であればこそ取り上げることのできるテーマであり、この機会を逃せば、裁判所委員会において、今後このようなテーマを取り上げるのは難しいのではないかと考えたからです。

そして、二点目は、今回の震災後の緊急事態において、他の中央機関はむろんのこと、千葉県や千葉市などの公共機関等からの情報入手や、それらの機関との連携を図る必要性を強く感じる場面があったからです。すなわち、裁判所で一番大事な仕事の一つである被疑者・被告人の身柄をどうするかという点について、検察庁を始めとする地方の機関とは連携を図り、連絡を密にすることができましたが、一方で、被災の状況や鉄道の運行状況がどうなっているのか、計画停電は裁判所も対象となっているのかなど、基本的な情報でさえも入手に時間がかかるような場面があり、裁判所が実務を行う上で、多少の困難さを感じたという経験からです。

最後に、三点目は、大震災直後や復興時における裁判所の役割について、この機会に議論をし、考え方を整理しておくことが、今後の震災等の緊急事態の際、裁判所や裁判所職員がどのような行動をとるべきかを検討する上において、非常に有益ではないかと考えたからです。

以上の趣旨に基づき、予めお示しした話題事項に沿って意見交換を進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。」

## (2) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，●ゲストスピーカー，□事務局)

- ◎ それでは初めに、3月11日の東日本大震災発生後の実情について、まず裁判所の方から、当時の状況を紹介してください。
- 事件処理状況については、別途、事件部の担当者から御紹介させていただくことといたしまして、事務局の方から、それ以外の点についてお話しいたしま

す。

震災直後は、まず、来庁者や職員にケガがないかどうかといった人的被害の把握と、庁舎損傷等の物的被害の把握を第一に行いました。

勤務時間中であったことから、職員等の安否確認を行うに当たり、電話の不通による支障はなく、速やかに各部署と連絡を取ることができ、幸いにして来庁者にケガ人も出ませんでした。

一方で、千葉地裁は県内に7つの支部と3つの独立簡易裁判所を有しているところ、震災直後は電話の不通により、各支部等との連絡がなかなか取れず、災害時優先電話やメール等を利用して、何とか状況を把握するに至ったという実情でした。

それらの状況把握の次に問題となったのは、交通機関の途絶に伴い、来庁者や職員の帰宅の足をどうするかといった点です。

この点に関しましては、徒歩など適宜の方法で帰宅できる職員等以外に、遠方からの通勤者などもおりましたので、希望する職員等に対しては、庁舎内に宿泊できる場所を確保し、また、当日はまだ寒い時期であったことから、暖房についても、業者に依頼をして、一晩中、運転できる態勢を整えました。

宿泊者の食料や飲料については、近くの店舗で購入が可能な状態であり、水道も止まっていなかったため、非常食等を配給するような事態にまでは至りませんでした。

ちなみに、本庁に宿泊した人数は、職員で全体の4割弱に当たる約170人、その他に、調停委員3人と通訳人1人が宿泊しました。来庁していた方々にも宿泊可能である旨案内しましたが、宿泊を希望した方はいませんでした。

また、松戸支部では、職員の約3分の1に当たる40人程度が、木更津支部では、職員の7割以上に当たる30人程度が、市川簡裁では、職員の6割程度に当たる20人程度が、それぞれ帰宅できずに庁舎内で宿泊するといった状況でした。

他方、それ以外の支部や簡裁では、車通勤の職員に乗り合わせるなどして、全職員が、何とか帰宅の途に就いたとのこととあります。

- ◎ それでは、裁判所の事件処理関係については、また後ほどということにして、他の委員からも、震災当日の状況について御紹介いただけますでしょうか。
- 私の職場は市役所ですので、市民を守ることを第一に考える必要がありますが、私自身、あの日は、あまりに激しい揺れで、命の危険に恐怖を感じたというのが正直なところです。

組織としては、震災当日、市長をトップとした災害対策本部が設置され、様々な対応等を協議するための会議が開かれました。

市の対応としては、例えば、先ほど帰宅困難者の話が出ましたが、千葉市でピーク時、5千人程度いたと言われる帰宅困難者のために、市内の学校等約60箇所を避難所として開設し、非常食や毛布などをお配りしました。

また、美浜区では液状化による被害がひどかったということで、建設部門では、道路等の被害確認や応急処置、土砂の撤去等を、千葉市建設業協会と連携して行いました。

それから、子供ルームや保育所では、帰宅困難となった親御さんのために、延長保育を実施して対応しています。

さらに、情報発信としては、市のホームページを利用するほか、携帯電話での情報収集が容易となるよう、ツイッターによる情報発信も開始しました。

- ◎ 震災直後、命の危険を感じるほどの状況から、その後、速やかに具体的な行動に切り替えることができたのは、どうしてだと思いますか。
- 今、いくつか具体的な対応について紹介しましたが、それらを実施した部署では、日頃から、有事を想定した訓練や、非常時における対応を実際に行っていますので、そういった意味では、速やかにそれなりの行動がとれたのではないかと思います。

他方、私の所属するような管理部門では、防災計画等がありながら、それが

形骸化していたり、計画に沿った行動ができなかったのが現状です。なお、現在、計画の見直し等を進めているところです。

◎ 千葉市の状況について御紹介いただきましたので、引き続き、県の状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

● 県の対応ということで紹介させていただきますと、3月11日は県内の最大震度が6弱ということでしたので、まず態勢として、県で定める5段階中、上から2番目の職員配備態勢を執ることになりました。これは、本庁職員の約3分の2に当たる2,500人程度を災害対応業務に就かせるというものです。

それと同時に、災害対策本部を設置し、県庁舎の大会議室に100名程度の職員を集めて対応に当たりました。

災害対応と言いましても、基本的には、具体的な対応は各市町村が行うこととなっており、県は、市町村が行う対策をバックアップする立場にあるため、まずは、県内各市町村に片っ端から電話等で連絡を取り、市町村の機能が失われているような状況がないかどうかを確認し、それぞれの要望に応じて対応していったという状況でした。

主に県として行ったこととしては、自衛隊に対し派遣要請をし、運搬や給水の活動をお願いしたり、全県で4万人以上に上った避難者に対する救援物資の不足分を、県の備蓄物資や提携業者から手当てするなどといったことが挙げられます。

◎ 実際に、職員の約3分の2の人数が対応に当たることができたのですか。

● 今回の地震発生時は勤務時間中でしたので、職員の参集に問題はありませんでしたが、地震が夜間や休日に発生した場合には、どの程度集まれるか難しいところだと思います。ただそういった場合でも、県庁から4キロ以内に居住している職員を災害対策本部事務局職員としており、事務局自体は立ち上がることになっています。

○ 当方は金融機関ですが、災害発生時には、やはり、お客様の人命最優先を基

本方針としております。

今回の地震は、店舗のシャッターが閉まる午後3時の少し前に発生し、県内には津波警報も出ていましたので、沿岸部を中心に、18カ店で避難が実施されました。

また、社内の規定に基づき、地震発生後の5分後には、対策本部の設置が決められ、約30分後に設置が完了しています。対策本部の設置後は、本部を通じた統一的な指示・連絡により、様々な情報が散逸することなく、意思疎通が図られました。

安否確認については、通常、緊急時連絡システムにより一斉に行えるような仕組みとなっていますが、当日は通信障害により機能しなかったため、電話やFAXにより各営業店と連絡を取り合い、実際に人的被害等について確認できたのは、午後5時頃になってしまいました。

各営業店の状況ですが、避難を実施したのが18カ店、入居している建物からの退去が2カ店、停電が10カ店、午後3時前に店を閉めた店舗が4カ店、それから、退去等の影響もあり、シャッターを閉めた後、その日のうちに勘定が合わせられなかった店舗もありました。

震災後の土日には、本店スタッフを中心に出勤して、週明けの月曜から営業できるような準備にかかり、併せて、役員を中心に、営業店やお客様の被災状況を確認して回りました。

- ◎ 通信障害という話がありましたが、銀行本来の業務にも大きな支障があったのでしょうか。
- コンピュータシステムの部分には一切支障はありませんでした。
- 当方はテレビ局ですので、災害時においては、どの様にして身の安全を確保するかということと同時に、放送をどうするかについて考えることとなります。

基本的には、災害発生時の放送マニュアルがありますので、それに従って対策本部を設置し、放送体制、職員の安否確認、執務態勢の整備などを行いました。

た。

今回の地震の際には、これもマニュアルに従って、発生から15分後くらいには、通常の放送を災害放送に切り替えることができましたが、その時間帯はアナウンサーが出勤していない時間でしたので、切り替え当初は、会社にいた一般の社員がカメラの前で話さなければならない状況でした。

- ◎ 災害放送への切り替えは、誰の指示によって行うのですか。
- 報道部長、編成部長の判断で行うこととなっており、今回の震災時には両者が社内におりましたので、その指示によって切り替えが行われました。
- 当方も放送事業を司っているわけですが、公共放送ですので、国民の安心・安全のために正確な情報を伝えることを第一に考え、今回の地震の場合には、緊急地震速報をリアルタイムで流した後、そのまま災害放送に入り、それ以降は、FMも含めて全ての電波を3日間、震災関係の放送に当てました。

震災発生当初は、正確な報道を行うために、総合テレビ、衛生放送、ラジオ第一放送などでは詳しい被害状況を、教育テレビでは安否や避難所に関する情報を流すなど、刻々と変化する状況に合わせて電波を使い分けた放送を行い、その後は、時間の経過に従って、ライフライン等の生活情報関係や被災地を元気づける報道にシフトするなど、時期に応じた報道を心掛けました。

- 今回の震災に関して、大学に勤める人間として申しますと、大学としては、3月の春休み中で学生が少なかったこともあり、文科省の指示により学生の消息を全て確かめなければならなかった点を除いては、震災発生当初、それほど困難な対応はなかったと感じています。

計画停電の関係で、4月以降に学生が戻ってきた場合の対応について、大分、時間をかけて検討した記憶がありますが、幸いなことに、実際にはほとんど停電がなかったため、順調に新学期を迎えることができたという状況です。

- 検察庁では、管理部門である事務局のほか、捜査部門、公判部門に業務が分かれており、組織として動く場面と、個々の事件については個々の検察官が動

く場面とがあります。

事務局においては、人と物の安全確認を行い、捜査部門においては、被疑者や参考人等が来庁していますので、被疑者については、警察と連絡を取りながら早期に身柄を警察へ戻し、在宅でお呼びした参考人や被害者の方についても、なるべく早めにお帰りいただくという作業を行いました。

また、公判部門では、裁判所と連絡を取り合いながら、公判をどの様に進めるかについて検討したという状況です。

- ◎ 裁判所との関係で、何か支障は生じませんでしたか。
- 何をもって支障とするかにもよりますが、高いレベルのものを求めるとすると、意思疎通がそれほど円滑ではなかったのかなという面もあります。と言いますのも、公判に関して、検察側では、組織的に方針を決める場面があるのに対し、裁判所では、個々の裁判官ごとに判断が異なることがあり、裁判所としての全体的な流れがつかみづらいという部分がありました。
- 千葉県弁護士会は、事務局9人、会員約530人の組織ですが、事務局を除いては、各自営業者の集まりのようなもので、防災に関しても、基本的には、それぞれの事務所で責任を持って動くこととなります。

しかし、弁護士会として何もしないというわけにはいかず、各地では、阪神淡路大震災等、過去に大地震を経験した地域のノウハウを持ち寄って、防災マニュアル作りに取り組んでおり、千葉県弁護士会でも、4年ほど前からマニュアルを作り始め、少しずつ改訂を加えて、今回の地震の前に一応の形ができたところでした。

ただ、実際に今回のような地震が起こってみると、使えない部分が色々と見つかかり、今後、災害対策委員会において、見直しをすることになりそうです。

それから、各会員の安否状況の確認については、民間業者と契約を行って、震度4以上の地震の際には、登録した会員の携帯電話に安否確認を求めるメールが送信され、当該メールに安否情報を返信することで、その状況を把握する

というシステムをとっており、3月の震災当時は、会員の半数弱が登録していました。

また、弁護士会としては、時の役員と災害対策委員により対策本部を立ち上げることにもなっており、会員の安否確認や、各会員が抱える事件処理のために、各裁判所の運営状況などを確認し、会員への情報提供を行ったりすることになります。3月の震災では、週明け14日（月）の時点で、対策委員が情報収集のために動き始めていました。

私個人は、当時建物9階の事務所にいましたが、依頼者の方などはいませんでした。ビルが倒れることはないと思いつつも、歩けないほどの2度目の大きな揺れで、ビルの管理人室から避難指示も放送されたため、建物の外に避難しました。事務所の本棚は転倒防止の措置を行っていなかったため、全て倒れてしまったという状況でした。

- 当商工会議所の建物は昭和63年に建てられた5階建てで、会議所は1階と2階を使用しています。地震の当時、1階には職員12名、パート5名、相談に訪れた会員3名ほどがいましたが、大きな揺れで、すぐ外に避難していました。

また当日は、電車が止まってしまったため、職員は会議所の車に分乗して、何とか帰宅できたという状況でした。

震災翌日の土曜日以降、会員の安否など、その後の被害状況等を確認しましたが、会員にとって一番影響が大きかったのは、やはり計画停電でした。工業団地の会社の中には、電気が不可欠な会員もありましたので、東京電力と合わせて、発電機や重油の確保に努めました。

その他、会議所としては、緊急相談窓口を設けて会員からの相談を受け付けたり、義援金の募集や大船渡への炊き出し、また、節電の関係で、電力不足対策セミナーなども実施しました。

- ◎ 発電機で使う重油は、どの程度備蓄しておくものなのですか。

- 通常、10日分くらいは備蓄しておくものだと思いますが、あの時はかなり市場に不足していましたので、調達するのは大変でした。
- 私は調停委員をしていますが、震災の日は調停期日がなく、裁判所で、ある委員会に出席して、地震の起きる少し前には自宅に戻っていましたが、帰宅に際してのトラブルに見舞われることはありませんでした。

ただ、同じく委員会に出席していて、地震発生時、裁判所にいた同僚数名は、携帯電話も通じず、様々な情報の入手が困難な中、不安な思いをしながら一致団結して千葉駅に向かったという話を聞きました。そこから先は、線路沿いを歩いたり、家族に迎えに来てもらうなどして各々帰ったようですが、房総方面に帰る人は、電車を数時間待ちながら乗り継ぎ、タクシーや家人の迎えなどを利用して、夜中にようやく家に辿り着いたという方もいたようです。

◎ 震災当日、裁判所の事件の期日状況はどうだったのでしょうか。

- まず民事の法廷ですが、当日はたまたま、その時間帯には1件の期日しか入っておらず、その期日もちょうど終わったところでした。数名残っておられた当事者の方々に対しては、職員が机の下などに身を隠すよう声をかけ、揺れが収まったところで、建物の出口まで誘導してお帰りいただきました。

そのほか、和解や弁論準備といった、法廷以外の場所で行う期日も数件入っていましたが、当事者の方々の御事情に合わせて、期日を続行したり延期するなどして、各部署において柔軟に対応いたしました。

- 刑事部では、幸いなことに、裁判員裁判の判決2件と裁判員の選任手続期日が、いずれも午前中に終了しており、震災当日の午後には、裁判員や裁判員候補者の方々が参加する手続は入っていませんでした。

裁判員関係以外では、8階の法廷で裁判が2件開かれており、それぞれ、勾留中の被告人も出頭していました。その2件については、地震発生時点で、当日予定されていた審理の残りがあと少しだったということもあり、揺れが収まった後に、短い時間で残りの手続を行い、期日を終了させたということです。

なお、地震の後はエレベーターが止まってしまいましたので、被告人には、刑務所の職員が付いて階段を使って下りてもらいました。

また、地震の後に予定されていた裁判2件や打ち合わせについては、すべて延期としています。

それから、刑事部における重要な業務として、勾留や令状の請求に関する事務がありますが、当日は、14件の勾留質問手続を行う予定でした。裁判所としては、大きな余震も続く中、どのタイミングで手続を行うかの判断が非常に難しかったわけですが、結局あの日は、午後6時ころに、通常2人の裁判官で行うところを3人に増やして手続を行い、無事終了いたしました。令状請求に関しても、すべての事件を問題なく処理しています。

- ◎ 裁判所としては、今お話ししたような、刑事裁判中の被告人や勾留質問のために連れて来られた被疑者など、普段、警察や拘置所に身柄を拘束されている方々を、無事に裁判所からそれらの機関へ戻すというのも、有事の際における大事な業務の一つでありまして、そのために、検察庁や警察などの関係機関と連携を取り合う必要があるのですが、やはり皆さんの職場においても、職務の内容に応じて、災害時における処理の優劣のようなものが決まっているのでしょうか。
- 当社の場合には、先ほどお話ししたように、お客様の人命救助が第一ということではありますが、あとは、翌日からの営業が可能かどうか、また、今回の地震では停電もありましたので、地域や設置環境によって、どれだけATMが立ち上げられるか、といったことを考える点において、非常に苦労しました。
- ◎ 市や県の方ではいかがでしょうか。
- 千葉県では、災害対策本部として救出・救護に当たるのとは別に、各所属において通常業務を行う必要がありますので、平成22年5月に業務継続計画（BCP）を策定し、その中で、優先して取り組むべき業務をピックアップしています。

また、災害時に職員がどのくらい集まることができるかの予測や、バックアップ用電源、重油等の業務資源、職員用の非常食等の備蓄状況などについても記載されていて、災害時には、これに基づいて行動することになっていたのですが、具体的に検証されたものではなかったということもあり、今回の震災を契機に、見直す部分もあろうかと考えているところです。

- ◎ 具体的には、どの様な業務を優先することになっているのでしょうか。
- これは県のホームページ上でも公開しているものですが、各部署ごとに、災害時に優先すべきと考えられる担当業務をAからDの4つの段階に分類していて、発生後直ちに着手すべきとされるAランクには、471の業務が挙げられています。
- ◎ 金融機関の場合には、どの様な業務の優劣になるのでしょうか。
- お客様の出入金といった基本的な部分が最優先で、商品の紹介のような営業部門は後回しということになるかと思えます。
- ◎ 商工会議所の方では、個々の会員は別として、会議所として何か定めのようなものがありますか。
- 日本商工会議所からは、各会議所自身のBCPを作るよう指導を受けているところです。また、同会議所では、ホームページ上にムービーコーナーを設けて、中小企業向けのBCP策定支援を行っており、当会議所でも、会員企業のBCP策定に資するようなセミナーを実施しました。
- ◎ 市の方はいかがでしょうか。
- 各部署が必要な役割を果たすことにはなりますが、被害の大きな部署への応援態勢を優先し、通常業務はどうしても後回しになってしまうというのが実情だと思います。
- ◎ 報道機関においても、やはり災害時に優先すべき業務というものがあるのでしょうか。
- スポンサーが付いているかどうかで若干の違いはあるかも知れませんが、災

害放送への速やかな切り替えが、企業としての最優先事項であるという点に変わりはないと思います。

○ 災害のレベルに応じて、どういった速報を流すかということも決まっていますし、基本的には、人の命をいかに守るかという観点から様々な試行錯誤をしてきましたので、緊急地震速報もその一環ですが、判断の余地無く自動的にリアルタイムで放送するようになっていたり、今回の地震に関しては、津波の情報を第2波、第3波と引き続きお伝えし、人命を守るための呼びかけを行ったところでした。

○ また、今回の災害を通じて感じたことは、千葉県の場合、液状化の影響で水道が止まったり、計画停電で電気が止まったりしたわけですが、我々のようなローカルテレビ局に対して視聴者が一番に求めているものは、ライフラインに関する情報だということです。

この点に関しては、関西のとある地方の独立テレビ局から、阪神淡路大震災の時の経験に基づく話を聴き、それを参考にして、銭湯の情報やコインランドリーの情報など、地域の方々の生活に関連するような情報を流したところ、視聴者の皆様から、大変役に立ったという御意見をいただきました。

◎ 裁判所においては、震災の翌日以降、状況の変化に伴って最も苦労した点はどういったところだったでしょうか。

□ やはり裁判員裁判に関してですが、地震があった金曜日の翌週14日（月）には、午前中に行う2件の裁判員選任手続期日のために、55名の方々を候補者として呼び出しておりましたので、交通機関の復旧状況を見ながら、選任手続の期日を取り消すかどうかの検討をする必要がありました。

最終的には、候補者の方々へ連絡するために必要な時間ギリギリまで、電車等の運行状況を踏まえた検討を行い、当日（月曜日）の朝6時半に2件の期日を取り消して、一斉に候補者に電話連絡をいたしました。

幸いなことに、うち44名の方々と連絡が取れまして、当日裁判所へお越し

になった候補者の方は一人もいらっしゃいませんでした。

また、15日（火）に2件、16日（水）及び18日（金）にも各1件の裁判員選任手続期日が予定されていましたが、15日の2件と16日の1件は14日のうちに、18日の1件も15日には、それぞれ取消し決定を行い、候補者の方々へ連絡しています。

さらに、その翌週に予定されていた4件の期日も取り消しましたので、震災後、3月中に予定されていた選任手続期日は、10件全てが延期ということになりました。

期日を取り消すかどうかの判断においては、候補者一人一人の御住所から裁判所までの間の交通事情を確認したり、県内各地域の被災状況や計画停電の動向などを考慮する必要があり、非常に難しい状況であったと記憶しています。

- ◎ 期日を取り消すかどうかは各裁判体が判断する裁判事項ですが、被告人や被害者等、早く裁判を受けたいと思う方々がおられる反面、裁判員候補者や事件関係者が被災した状況において、どこまで無理をして法廷を開くことができるか、また、期日を延期した場合、どの程度先の期日となってしまうかなど、様々な価値判断を強いられたという部分が難しかったのではないかと推察するところです。

東北方面では、しばらくの間、裁判員候補者の呼び出しを止めていたと報じられていたことは御存じのとおりですが、このような災害時において、裁判員として裁判所へ出て来ることについて、どの様にお考えになりますか。

- 今回の地震における東北地方のように、被害が甚大な地域で裁判所に呼び出されるといのは、いかがなものかと思えますし、千葉県でも、被害を受けた地域が偏っていたとはいえ、被災の状況次第では、やはり同じことが言えると思えます。

- ◎ その他に、裁判所の事務局において苦勞した点などはありますか。

- 震災翌週の月曜日は交通機関の影響もあり、普段とは異なる手段等で、何と

かして出勤した職員を合わせても、千葉地裁本庁で、全体の約4割程度の人数しか集まれませんでした。

予定されていた裁判の期日は、ほとんど延期としたものの、出て来ることができた職員で手分けをして、被疑者・被告人の身柄に関する裁判や令状請求処理などの先延ばしできない業務と、裁判の延期に関する電話連絡等の業務に奔走した次第です。

また、公共交通機関の運行状況が職員の出勤に大きく影響する管内の支部等では、車通勤の職員が各方面で他の職員を拾いながら出勤するなどして急場を凌いでいましたが、ガソリン不足の問題もあり、出勤の足の確保に苦勞したという状況でした。

その後、2、3日で公共交通機関が復旧し、職員の出勤が確保できるようになった後は、計画停電の対応に当たる必要がありました。千葉地裁本庁は計画停電の対象区域外となっていました。管内のいくつかの支部等は対象区域とされており、裁判を行うための法廷には窓のない所が多いため、それらの支部等においては、停電が予定されている時間帯に入っていた裁判の期日を変更したり、電気が点かなくても採光ができる部屋を傍聴可能な状態として、法廷の代わりに使用するなど、裁判等の実施のため、様々な工夫が施されたという実情です。

- ◎ それではそろそろ、今回の震災を踏まえて改善すべきと考えられる点に話をシフトしていきたいと思いますが、そのあたりの検討状況などを御紹介いただけますでしょうか。
- 今回の地震では、やはり津波による被害が想定外のものであったと思います。どういう場合に避難を要するかの判断基準や、避難する場合の避難場所などを改めて考え直す必要があると感じており、実際に被災した東北地方の銀行の事例も参考に、津波への対応を再検討したところです。

○ 当会議所としましては、まず会議所自身のBCPを早急に作るということが最優先課題です。それ以外では、データ管理について、サーバに蓄積されたデータをフロッピーディスクに落として銀行の貸金庫へ入れることとしているものの、サーバ自体の管理を、リスク分散の目的から別の会議所でも行っていたところ、計画停電の影響を受け、データの打ち込み等の処理が限られた時間にしかできなくなってしまったという問題がありました。

また、停電の関係では、電話が一切使えなくなってしまいましたので、そういった場合の連絡方法などについても検討しなければならないと考えています。

◎ 今お話に出た、災害時の連絡方法についてですが、今回の地震では、どのような方法が有効だったのでしょうか。

● 県の場合には、衛星携帯の整備や、防災行政無線というシステムが出来上がっているのですが、携帯電話は通信規制がかかった関係で、基本的に繋がらない状況でした。一方で、メールについては時間がかかりながらも通信できたと聞いていますので、メールを利用した情報のやり取りができるような態勢も良いのかなと思います。

◎ それから、データ管理の話も出ていましたが、そのあたりはどうでしょうか。

○ 弁護士会としては、必要な情報を電子データではなく、紙媒体で管理している部分が多いということもあって、今回の震災によるデータ被害というものはありませんでした。ただ今後は、県内の複数の箇所でデータを分散して保有するなど、その管理・保管方法について検討していく必要があると考えているところです。

◎ 検察庁ではいかがでしょうか。

○ 重要な情報は全国的に分散して管理していますので、大きな問題にはならないのではないかと思います。

◎ そのほか、防災マニュアルや災害時備蓄品の整備状況などについてはいかが

でしょうか。

- 災害時備蓄品の関係については、現在、検討会を設けて、生理用品や紙おむつなど、今回の震災における東北地方での不足状況等を参考にして、どの様なものをどのくらい備蓄しておくべきかを検討中です。

また、備蓄場所については、運搬のことを考えて各市町村にも備蓄させる方法や、そもそも備蓄するのではなく、企業と協定を結び、災害時にはそこから物資を出してもらう方法なども考えられ、それらについても検討を始めているところです。

- ◎ そのあたり、千葉市の方ではいかがでしょうか。
- 同じ様な状況です。
- ◎ 裁判所の方ではどの様な状況でしょうか。
- 従前、災害時の備蓄品といえば、水と乾パン程度しか常備していませんでしたが、先の震災を踏まえ、例えば、落下物から身を守るためのヘルメットや暖をとるための毛布、また、停電時、業務を継続するために必要となる照明など、幅広い観点からの蓄えが必要であると考え、その整備について検討しているところです。
- ◎ それではこの辺りで、今回のような震災時、裁判所が果たすべき役割とはどういったものなのか、このテーマについて意見交換をしていきたいと思います。
- 私は地震が起きた際、銀座にある東京支社にいたのですが、東京に勤めていた人達は、かなりの人数、徒歩等で帰宅していました。今回の地震では、皆さん、たまたま安全に帰れたかも知れませんが、東京直下型のような地震が起きた場合には、被災による危険地域や犯罪なども増え、安全に帰宅できるとは限りません。そういった時に、自分のオフィスに宿泊できないような人達を、企業や公共施設がどれだけ受け入れ、食料等を提供することができるか、といった問題が生じてくると思います。

そういう意味では、裁判所も国の公共機関として、施設を一般市民に開放し、

安全に一晚を過ごせるような環境が提供できないか、というようなことは考えられると思います。

◎ 県や市などは、公共機関として、帰宅困難者等に施設の開放などを考えているところはあるでしょうか。

● 先の震災でも多くの帰宅困難者が発生しましたが、直接的な被害に遭われた方々との関係で見ると、対応の対象としては、どうしても後にならざるを得ないという状況です。

県としては、企業に対する十分な備蓄品の整備の呼びかけや、沿線のコンビニに対するトイレの貸出依頼、また、一部の県有施設の開放など、帰宅困難者対策として既に行っているものもありますが、今後の震災で、大量に帰宅困難者が発生した場合の具体的な対応について、現在、協議会を設けて検討しているところです。

◎ 大学の方ではいかがでしょうか。

○ 当大学の場合は、街の中心部から少し離れているということもあり、帰宅困難者が大勢詰めかけるような事態は考えにくいと思いますが、裁判所や県庁などは、比較的、街の中心部に位置していることから、場合によっては、施設の開放などが必要となる場面もあろうかと思えます。

◎ 金融機関の方では、何かその辺りの御検討はされていますか。

○ 銀行の場合には、お客様からお預かりしている重要物も多いため、現段階では、施設の開放という発想はございません。

◎ 検察庁はどうですか。

○ 検察庁の場合には、被疑者や暴力団関係者等の出入りが多いことなどもあり、普段から一般の方をなるべく入らせないような形をとっているわけで、当庁は合同庁舎に入っていますが、被疑者をエレベーターで取調室へ運ぶ時は、同じビルに入っている他の官公庁の職員が利用しないエレベーターを使うなど、かなり気を使っている部分もありますので、むしろ一般の方々に施設を開放する

ことの方が、問題は大きいのではないかと思います。

- 公共機関も含め、帰宅困難者を受け入れられるような大きな施設を持つ企業等に対しては、各自治体から受入れについての要請が行われ、企業等においても、それに対応できるような態勢を整えるよう、具体的な検討を進めていく必要があるのではないのでしょうか。
- 県や市、裁判所など、帰宅困難者等の受入れを可能とするような施設を持つ機関同士で連携を図り、有事の際に対応できるようなシステムを作った方がいいのではないかと思います。
- ◎ 今回の震災では、国家公務員宿舎の一部が避難者のために利用されたということもあったようですが、やはり、震災発生後、ある程度落ち着くまでの間は、裁判所といえども、本来の業務である紛争解決手続よりも優先させるべき事柄があるということになりますでしょうか。
- やはり、震災直後は個々人の安全・安心確保が第一だと思いますし、その後についても、大きな施設では、帰宅困難者や避難者を、どのくらいの日数、何人くらい受け入れることができるか、自治体等と連携して対応していただく必要があるのではないのでしょうか。
- 施設開放の件で言いますと、先ほど検察庁の方からお話がありましたように、裁判所を含む法的機関については、利用者のプライバシー保護や事件関係者への配慮等、通常の公共機関とは異なった特殊性があり、当然、震災対応の場面においても、対応できる範囲はそれぞれ異なってくるはずですので、そういった意味では、何が何でも施設を開放せよということではなく、関係諸機関との間で帰宅困難者等受入の可否について十分協議の上、可能な範囲で対応していただければと考えます。
- ◎ それでは、今度は復興が進んでいく中で、震災による影響を受けて、裁判所に持ち込まれる事件の種類や数が増えてくることも予想されるわけですが、千葉地裁で、そのあたりを実感するようなことはありますか。

- 今のところ民事部では、競売物件の評価を見直した事件があるほかは、特段、震災による影響というものは感じていません。

千葉は被災地として特別な救済措置を受けている部分もありますので、その効果もあるのかも知れません。

- ◎ 弁護士会では、法律相談等を行う中で、解決すべき法的紛争事案の増加などを感じていますか。

- 県内でも被災した地域が複数あり、震災被害に関する相談は様々ありますが、今のところ、訴訟に結び付くまでの段階には至っていないという実感です。ただし、原発の関係も福島だけの問題に留まりませんので、そういった点も含め、今後、事件は増加するだろうと思います。

- 本日の委員会に参加するに当たり、「震災」と「裁判所」のキーワードでインターネット検索してみたところ、阪神大震災の際にも、その半年後くらいに裁判官が、震災の影響を受けた損害賠償事件や家屋に関する紛争、相続に関する問題など、様々な諸問題を迅速かつ的確に処理しなければならない旨述べた内容の記載が掲載されていました。

- ◎ 今回の震災においても、その影響を受けて、今後、各地で様々な事件が増えてくるものと思われます。裁判所といたしましては、本日皆様からいただいた御意見等も参考にしながら、各種震災マニュアルや災害時備蓄品の整備、また、本来、裁判所が果たすべき裁判事務の運用等につき、十分に検討して参りたいと思います。

本日はお忙しい中、また難しいテーマについて御議論いただき、ありがとうございました。

### (3) 次回の開催日時及び意見交換テーマ【了承事項】

#### ア 開催日時

平成24年4月18日（水）午後1時15分～同3時30分

## イ 意見交換テーマ

今回の意見交換テーマは、平成24年1月末まで各委員からの意見を募った上、決定することとした。

## 5 事務連絡

前回（第29回）委員会の議事概要の公開について、委員長から報告された。

## 6 配布資料

- (1) 進行次第
- (2) 席図
- (3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿（平成23年10月12日現在）
- (4) 「法の日」週間広報行事のチラシ

以上